

(2) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成20年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中鳥取県税条例第175条及び第189条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
(自動車取得税の税率の特例)	(自動車取得税の税率の特例)

第175条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5（平成20年4月1日から地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の法（第189条において「新法」という。）附則第32条第2項の規定が適用される日の前日までの間にあつては、100分の3）とする。

（軽油引取税の税率の特例）

第189条 平成5年12月1日から平成30年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100

第175条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。

（軽油引取税の税率の特例）

第189条 平成5年12月1日から平成20年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100

円（平成20年4月1日から新法附則第32条の2第2項の規定が
適用される日の前日までの間にあっては、1万5,000円）とす
る。

円とする。

附則第1条中「施行の日から施行する」を「施行の日から施行し、第1条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定は、別段の定めがあるものを除き、平成20年4月1日から適用する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。